

障障発 0329 第 7 号
平成 25 年 3 月 29 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002003 号生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について
別紙 3 のとおり改正する。

- 4 「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成 21 年 3 月 31 日障発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について別紙 4 のとおり改正する。